

# 仕 様 書

件 名 : 都市公園(東部)植栽維持管理業務委託

履 行 場 所 : 周南市内各公園

業 務 の 内 容 : 別添「特記仕様書」のとおり

履 行 期 間 : 令和8年4月1日～令和9年3月31日



# 特記仕様書

特記事項	
都市公園（東部）植栽維持管理業務委託	
委託期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日	
第1章 施工条件	
[1] 総則	
1. この特記仕様書は、市が管理する公園植栽維持管理業務委託に適用する。	
2. この特記仕様書による他、一般的事項については山口県業務委託共通仕様書「共通編」、周南市契約事務規則、周南市工事執行規則に準拠して行う。	
3. この業務の管理及び検査はこの特記仕様書、及び協議により定める他	
・山口県土木工事施工管理基準	
・山口県土木工事検査技術基準	
・山口県土木工事共通仕様書「共通編・道路編（道路維持）・公園編」	
・山口県土木工事施工管理基準「写真管理基準」	
・日本住宅公団監修「監督必携・第IV編（造園工事）」	
に準拠して行う。	
4. この業務は、年間をとおして公園植栽の良好な維持管理を行うことを目的とする。	
[2] 契約	
1. 本業務の契約は、周南市契約事務規則及び周南市の示す業務委託契約書式のとおりとする。	
2. 部分払いは、7月、10月、翌年1月、4月の4回とする。	
[3] 業務計画・工程	
1. 受託者は本業務の実施にあたり、業務計画書を契約締結後7日以内に提出し、委託者の承認を得ること。	
2. 受託者は業務を実施するため、関係官公庁に対する諸手続きが必要な場合は速やかに行うものとする。	
3. 受託者は、作業実施にあたり、剪定時期等適期を逸しないよう留意すること。	
4. 薬剤散布作業については、作業前日に直接電話等で作業計画を連絡し、指示を受けること。	
[4] 報告書	
1. 予定表（週間・月間）	
受託者は次週の週間作業予定表を毎週提出すること。又、翌月の月間作業予定表を月末までに毎月提出すること。	
2. 報告書	
受託者は、作業日報（出面表添付）を作成し、作業写真と巡視月報についても報告書として提出すること。	
3. 報告書は、原則翌月の5日までに提出し、委託者の検査を受けること。	



# 特記仕様書

特記事項
第2章 施工
[1] 剪定
1. 剪定は、樹木の美観、形状寸法の調整、機能の維持等を目的として、管理計画で定めた仕立て方式に基づいて、目的に応じた適切な時期及び手法（剪定・強剪定）を選んで行う。
2. 高木は、形状寸法の調整のため強剪定（樹高切下含む）を行う場合以外は自然樹形仕立てを原則とする。高木剪定は可能な限り剪定後満2年は建築限界を侵さないよう行うこと。
3. 中、低木の刈り込みの場合は、定期的な剪定により所定の形状の維持を図ること。
4. 花木等にあつては、開花を阻害しないように花芽形成期前に行うこと。
5. 高中木の剪定枝等はリサイクルプラザストックヤード（周南市臨海町5番地）に集積し、低木剪定枝等は、一般廃棄物処分場において適正に処分すること。
[2] 薬剤防除
1. 薬剤防除については監督職員に届け出を行い、必ず承認をうけること。
2. 見回り監視に注意し早期発見に努め、薬剤防除は出来るだけ避けること。また、散布に当たっても出来るだけ最小限に留めること。
3. 使用した場合は、薬剤の種類、使用量、使用した箇所について、報告書に記載すること。
4. 薬剤の飛散による公害対策には特に注意すること。
[3] 除草・機械芝刈
1. 修景植栽地内は年間良好な管理を行い、雑草等が繁茂しないよう計画的に除草を行うこと。
2. 雑草は通行の支障とならないように適時、除草を行うこと。
3. 取り除いた草木を集積する場合は、施設に支障とならない箇所に集積し適切に撤去すること。
4. 草等は一般廃棄物処分場において適正に処分すること。
[4] 除草剤散布
1. 作業にあつては、対象となる地被及び雑草の種類、育成状態、除草剤に対する知識のあるものが施工すること。除草剤は、使用許可場所のみに使用すること。
2. 使用した場合は、除草剤の種類、使用量、使用した箇所等について報告書に記載すること。
3. 通行者に作業内容が分かるように周知し、安心・安全に配慮しながら適切に使用すること。
4. 樹木、草花、第3者及び隣接地等にかからないよう十分注意をして行うこと。なお、草丈が長い場合は、除草剤散布に先駆けて草刈りを行うこと。
[5] 灌水
1. 夏期渇水期に灌水の必要がある場合、速やかに監督職員に連絡し指示をあおぐこと。
2. まだ活着の不十分な樹木、及び地覆植物については灌水を行うこと。

# 特記仕様書

## 特記事項

### [6] 枯損木・支障木処理（伐採）

1. 枯損木・支障木処理は、立ち枯れ及び通行の支障となる公園植栽の除去を行う。
2. 枯損木・支障木は原則、切株が通行の支障とならない位置で切断を行うが、やむを得ず切株が残る場合は、監督職員と協議し行うこと。
3. 枯損木・支障木はリサイクルプラザストックヤード（周南市臨海町5番地）に集積すること。

### [7] 除草・低木剪定処分費

1. 除草・低木剪定処分費は、除草・低木剪定及び落葉清掃で発生した草葉及び小枝の処分費用である。
2. 回収した草等は一般廃棄物処分場において適正に処分すること。

### [8] 巡視

1. 毎月1回（年間計12回）以上巡視を行い、樹木状況を観察し毎月委託者に作業報告書を提出すること。
2. 台風、大雨の後は適時、巡視を行いその状況を電話等で報告し、指示を受けること。
3. 巡視時に発見した、利用に支障となるひこばえ、不要な支柱、枯れ枝、小規模な病虫害駆除等は適切な作業を行い対応すること。
4. 年間をとおして良好な修景が保たれるよう努めること。
5. 公園植栽管理の巡視は、植栽の健全な育成、維持向上、利用者の安全及び快適性の確保を基本に行うこと。

# 特記仕様書

## 特記事項

### 第3章 管理

管理業務（作業）の出来高は、写真で管理する。

#### [提出書類]

○契約後7日以内

・業務計画書

①業務内容 ②実施方針 ③業務実施工程 ④業務実施組織計画 ⑤打ち合わせ計画

⑥連絡体制（緊急時含む） ⑦検査基準 ⑧その他必要項

○毎週

・週間作業予定表

○毎月

・月間作業予定表

・報告書

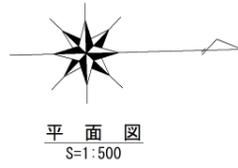
①作業日報（出面表添付） ②作業写真

③巡視報告書（公園別植栽状況）

## 内訳表

内 容	数量	単位	単価	金額	備考
高木剪定(幹周120cm以上)	2	本			運搬含むL=12.4km
高木剪定(幹周60cm~120cm)	30	本			運搬含むL=12.4km
高木剪定(幹周60cm未満)	60	本			運搬含むL=12.4km
中木剪定(樹高3m未満)	20	本			運搬含むL=12.4km
低木剪定	10,000	m <sup>2</sup>			処分場までの運搬含む
動力薬剤散布(幹周90cm未満)	1,000	L			
除草清掃	32,000	m <sup>2</sup>			処分場までの運搬含む
機械芝刈	5,500	m <sup>2</sup>			処分場までの運搬含む
除草剤散布	2,500	m <sup>2</sup>			
灌土工	100	m <sup>2</sup>			
枯損木・支障木処理(幹周120cm以上)	1	本			運搬含むL=12.4km
枯損木・支障木処理(幹周60cm~120cm)	5	本			運搬含むL=12.4km
枯損木・支障木処理(幹周60cm未満)	10	本			運搬含むL=12.4km
除草・低木剪定処分費	47.5	t			
巡視	12	回			
交通誘導員	2	人			
直接業務費					
諸経費					
業務価格					
消費税及び地方消費税額					
業務費					

公園番号	公園名	種別	位置	公園面積	高中整枝工	低木整枝工	除草	巡視	備考
22323	長宗公園	街区	瀬戸見町49番	0.23	○	○	○	○	
22324	大谷公園	街区	周陽一丁目78番	0.21	○	○	○	○	
22328	馬屋公園	街区	城ヶ丘一丁目59番	0.20	○	○	○	○	
22329	桜木公園	街区	桜木一丁目51番	0.20	○	○	○	○	
22330	五月公園	街区	五月町62番	0.10	○	○	○	○	
22332	孝田公園	街区	孝田町9番外	0.45	○	○	○	○	
22333	城北公園	街区	城ヶ丘四丁目50番	0.20	○	○	○	○	
22334	城南公園	街区	城ヶ丘三丁目57番	0.29	○	○	○	○	
22335	門前公園	街区	桜木二丁目80番	0.21	○	○	○	○	
22336	田中公園	街区	大字久米字迫明3111番3	0.16	○	○	○	○	
22337	居守公園	街区	大字大島字上居守97番26外	0.43	○	○	○	○	
22339	平原公園	街区	平原町51番外	0.31	○	○	○	○	
22340	高田公園	街区	大字久米字興徳寺1095番2外	0.31	○	○	○	○	
22342	瀬戸見公園	街区	瀬戸見町112番1外	0.13	○	○	○	○	
22351	天神山公園	街区	大字久米字貞宗793番46	0.08	○	○	○	○	
22352	蔵光公園	街区	大字久米字流田3043番2	0.19	○	○	○	○	
22353	桜南公園	街区	大字大島字居守10005番80外	0.26	○	○	○	○	
22355	弁天公園	街区	大字櫛ヶ浜字西山根422番5外	0.26	○	○	○	○	
22357	沢田公園	街区	大字久米字沢田1412番2	0.12	○	○	○	○	
22801	南浜公園	街区	大字櫛ヶ浜字南浜242番90	0.20	○	○	○	○	
22802	櫛ヶ浜東公園	街区	大字櫛ヶ浜字北畠552番外	0.12	○	○	○	○	
22803	櫛ヶ浜西公園	街区	大字櫛ヶ浜字南浜245番1	0.44	○	○	○	○	
22804	旭ヶ丘公園	街区	大字久米字旭ヶ丘931番17	0.13	○	○	○	○	
22806	栗南公園	街区	大字栗屋字道貫田862番1	0.28	○	○	○	○	
22808	岩黒公園	街区	遠石二丁目650番76	0.07	○	○	○	○	
22811	堀川公園	街区	大字櫛ヶ浜東山根435番5	0.06	○	○	○	○	
22813	秋月北公園	街区	秋月二丁目81番	0.05	○	○	○	○	
22814	ひばりヶ丘公園	街区	大字久米ひばりヶ丘324番18	0.02	○	○	○	○	
22815	上居守公園	街区	大字大島字居守98番23	0.01		○	○	○	
22817	大踏公園	街区	鼓海二丁目118番40	0.41	○	○	○	○	
22818	遠石公園	街区	遠石三丁目10571番70	0.06	○	○	○	○	
22819	横浜1号公園	街区	横浜町4242番5外	0.03	○	○	○	○	
22824	ひばりヶ丘2号公園	街区	大字久米字ひばりヶ丘1565番5外	0.03	○	○	○	○	
22825	光ヶ丘1号公園	街区	大字徳山字光ヶ丘569番1外	0.09	○	○	○	○	
22826	光ヶ丘2号公園	街区	大字久米字上浴11224番3外	0.04	○	○	○	○	
22827	平原2号公園	街区	大字久米字中齒架ヶ迫3704番16外	0.02	○	○	○	○	
22834	秋月3丁目公園	街区	秋月三丁目4515番2外	0.06	○	○	○	○	
22835	秋月ニュータウン公園	街区	秋月四丁目261番	0.29			○	○	
22836	秋月当居公園	街区	秋月四丁目82番外	0.49	○	○	○	○	
22840	のぞみヶ丘公園	街区	大字徳山字森ヶ浴170番5	0.07			○	○	
22842	地藏免公園	街区	大字久米字地藏免3495番4外	0.06			○	○	
33306	周陽公園	近隣	周陽三丁目17番	2.14	○	○	○	○	
33307	城ヶ丘公園	近隣	城ヶ丘五丁目27番	1.61	○	○	○	○	
33309	二葉屋開作公園	近隣	大字栗屋字二葉屋開作1035番7外	2.10	○	○	○	○	
33313	華西公園	近隣	鼓海一丁目324-23外	1.85	○	○	○	○	
62301	長宗緑地	都市緑地	瀬戸見町3外	0.98	○	○	○	○	
62304	鼓海緑地	都市緑地	鼓海二丁目118番30外	0.22	○	○	○	○	
62305	南浜緑地	都市緑地	大字櫛ヶ浜字南浜242番53外	0.06	○	○	○	○	
72301	ひばりヶ丘3号公園	未開設	大字久米字石ヶ迫172番12	0.02	○	○	○	○	
72302	大原公園	未開設	大字大島字大原89番73	0.12	○	○	○	○	
72304	東丸山公園	未開設	横浜町1424番1外	0.06	○	○	○	○	
72305	横浜2号公園	未開設	横浜町33番4外	0.08	○	○	○	○	
72308	年中公園	未開設	大字久米字年中643番27外	0.02				○	
72313	山崎広場	未開設	大字久米字山崎3500番20	0.01	○		○	○	
72315	栗ヶ迫広場	未開設	大字久米字栗ヶ迫3533番21外	0.03	○	○	○	○	
72316	中道広場	未開設	大字久米147番15	0.02	○	○	○	○	
72317	天王後広場	未開設	大字栗屋字天王後501番13	0.01	○	○	○	○	
72310	奈切緑地	未開設	大字櫛ヶ浜字奈切50番29外	0.54	○	○	○	○	
86301	周南緑地(横浜緑地)	緩衝緑地	大字徳山字遠石外		○	○	○	○	
72429	久米中央北公園	街区	久米中央町四丁目6番9	0.25				○	
72430	久米中央西公園	街区	久米中央町一丁目11番11	0.22				○	
72431	久米中央東公園	街区	久米中央町三丁目14番5	0.38				○	
83303	周南緑道緑地	緑道	周陽一丁目59番外	1.60	○	○	○	○	
	計	63ヶ所		19.69ha					



剪定枝は指示されたブロックへ搬入して下さい  
 搬入するブロックが不明な場合は、確認して下さい  
 平日8:30~17:15 公園花とみどり課 0834-22-8402  
 土日祝日夜間に対応しておりませんので、  
 事前に確認しておいて下さい

搬入された伐採木・剪定枝の置き方



伐採木・剪定枝 集積場所

